

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷八十二第

行發日一月三年四和昭

論叢

電氣稅論 法學博士 神戶正雄

總合社會學概念 文學博士 米田庄太郎

財產生命保險 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

最近の諸國幣制改革の傾向 經濟學士 島本融

美濃國騷擾史 經濟學士 黒正巖

大阪爲替會社の業務 經濟學士 菅野和太郎

雜錄

ワグマン教授の『景氣變動論』 經濟學士 谷口吉彦

通貨主義とリカードの貨幣論 經濟學士 有井活

地方費に對する國庫補助 經濟學士 安田元七

東京市財政十年計畫 經濟學博士 沙見三郎

(禁轉載)

最近の諸國幣制改革の傾向

島 本 融

第一、緒言

第二、兌換規定の傾向(以上本號掲載)

第三、準備規定の傾向

第四、結論

第一、緒言

金本位制度のもとに於ける金と通貨との關係は之を二つの方面より見る事ができる。即ち一は金と通貨とが一定の價格的關係にありや否やの點に就いてであり、二は金と通貨とが一定の數量的關係にありや否やの點に就いてである。更に之を説明すれば、前者はその通貨の單位によりて示されたる金の價格が一定されつゝありや否やの點であつて、後者は金の數量の増減によりて通貨の數量に一定の増減を生じつゝありや否やと云ふ點である。

歐洲大戰が終つて各國が何れも復興の途上に上り貨幣制度もその混亂を整理せられ始めた當初に於ては金本位制度も必ずしも好遇されたものとは言へなかつた。然しそれより約十年間に亘る

各國の幣制整理上の努力の跡を顧みて見ると、矢張り與へられた結論は（理論上は兎も角、事實上は）金本位制度に外ならなかつた。只一口に金本位制度と言つても必ずしも戦後のそれが、戦前のそれと同一の内容を持つて居ると云ふ意味ではない。この點に就いて、右に述べた金と通貨の二つの關係より若干の考察を試みたいと思ふ。

第二、兌換規定の傾向

(1) 金貨兌換

金と通貨とが一定の價格的關係にありや否やは、廣い意味にて所謂金兌換の問題である。（此の場合の金兌換の意味は最も廣く解するを以て適當とする）而して此の關係は金本位制度とは不離の關係にあるものであつて、あらゆる形式の金本位制度を通じて此の關係は存在し、又此の關係を考へないでは、抑々金本位制度なるものを考へる事ができないのである。

然しながら此の關係の現實に示さるゝ形態（兌換の形式）は必ずしも常に同一ではない。

此の點に就いてはケインズの所謂金の對内的流出（internal drain）と對外的流出（external drain）の觀念を借りて考へてみるさよ。對内的流出とは金が國內的使用の目的を以て銀行より引出さるゝ事を意味し、對外的流出とは金が對外的使用の目的を以て銀行より引出さるゝ事を意味する如くである。今假りに一、一國に於て金の對内的流出のみ行はるゝ場合と、二、金の對内的流出も對外的流出も盛んに行はれつゝある場合と、三、金は只國際的支拂にのみ使用さるゝ即ち對外

1) J. M. Keynes: The amalgamation of British note issues. (The Economic Journal, June 1928, p. 321)

的流出のみ行はれつゝある場合、之を考へて見ると、三つの場合には自ら兌換の形式は相異なるものがあつて然るべきだと考へられるのである。何故ならば國內流通の爲には金はその國の刻印を施せる金貨の形式を探るを利益となすものであるから、對內的流出に備ふるには金貨を以て銀行券を兌換するを以て適當とするのである、之に反して國際支拂の爲には金が一國の刻印を施されてある事は確に無用の失費を取てして居るとの非難は免れないから、對外的流出の爲には更に他の何等かの適當な形式を選ぶに至るであらうと考へらるゝからである。

然るに金の對內的流出は金(貨)が國內に於て實際取引に際し使用されつゝある場合でなくては起らない。所が金貨は小額の取引にては補助貨に劣るし、巨額の取引にては量目の點に於て紙幣に譲らねばならぬ。其中間に於ても、それに相當する紙幣を發行すれば特に金貨の存在する必要はない。英國に於て大戦前金貨の流通して居つたのは英蘭銀行券が五磅を以て最小券としたことが有力な原因であると云はれるのであるが同様の事は獨逸にも見られる。即ち一九〇六年二月二十日の法律以前に於てはライヒスバンクは一〇〇麻以下の銀行券を發行する事が出来なかつたのである。かくて既に戦前にあつても金貨が日常交易に使用さるゝと云ふ事は何れの國に於てもさうであつたと云ふのではない。此の點に就いて Wagemann の如きは大體次の如く言つてゐる。

「金本位制度は既に戦前に於て最も一般的な貨幣制度であつたが、そのうちで狹義の金本位即ち金貨流通本位 (Goldmünzfußhaltung) の行はれてゐた國は英吉利及び獨逸であつて、佛蘭西及びその他のラテン貨幣同盟諸國も兩本位制ではあつたが、亦之に加へる事ができた。然し澳太利及び

2) 山崎博士：金貨を流通せしめざる金本位制 (國家學會雜誌第四十二卷第十號一四三頁)

3) E. Wagemann: Allgemeine Geldlehre, I. Band. S. 251-252.

伊太利は所謂金核本位制 (Goldkernwährung) であつたし、北米合衆國も金貨の流通は確に貧弱であつて大體之に準ずるものと考へてよかつた。其上に嚴格な金本位制の國に於ても金が中央銀行に集中して流通界を離るゝ傾向が益々強かつたから、金貨流通本位と金核本位は之を分ち難き實情にあつた」と。即ち金本位國のうちには全然金貨の流通しないものもあつたし、金貨が流通してゐると言つてもその額は必ずしも多くはなかつたやうである。

(註) 戦前の金貨流通の實情は勿論以上の如き説明を以ては不充份である。然も、それに就いて適當な文献も擧げる事のできないのを遺憾とする。只山崎博士「貨幣銀行問題」一巻の第十篇「金貨ノ流通セザル金本位國」第十一篇「歐洲交戰國ニ於ケル金貨貯藏ト兌換停止」の諸論文には貴重な研究が示されてある。

然るに此の形勢は大戦の勃發に伴ふ金本位の停止とともに益々助長さるゝばかりであつた。英獨其他の交戰國は開戦と同時に競つて流通界の金の引上策を取り、然らざる國に於ても貨幣價値の變動の結果金は殆ど流通界よりその姿を沒した。然し戦後に至つても一度姿をかくした金貨は再び流通界に現はれて來る事はなかつた。戦前に於て最も金貨流通の盛んだつた歐洲に於いては僅かに金貨流通に和蘭瑞西等に之を見ただけである、一九二七年度米國大藏長官年報には一九二七年十月三十一日の調査として爲替安定國の通貨状態を表示してゐるが、そのうちに金貨の現に流通せる金本位國として列擧してゐるのは、米國及び右の和蘭瑞西の外蘭領東印度 (瓜哇)・南阿聯邦・サルバドル・墨西哥・コロンビヤ・ヴェネセラ・智利の十ヶ國に止る。

然もそれらの列擧の諸國に就いても金貨の流通は必ずしも盛でない。

- 4) Conrad: Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Bd. IV, S. 1176.
 5) Annual report of the secretary of the Treasury on the state of the finance. p. 346-347.

米國に就いては Wegmann の戦前に就いて言へる所は今日に於ても當はまる。然もその程度は尙一層大となつてゐる。大戰開始の後一九一四年十一月聯邦準備銀行の業務開始とともに、流通界の金(主として民間銀行の所有せし)は聯邦準備銀行券又はその預金と引替に聯邦準備銀行に交付され、愈々金の集中は大となり、この集中された金は再び流通界に赴くことなく、金(及び金券)の流通は戦前より著しく減少し、銀行外では之を見る事は殆どないやうになつたと云ふ事である。

和蘭の金貨流通は戦前から多くなかつたが、戦時中は全然やんでゐた。然し戦後金の流入大となるや一九二五年十一月十七日以來金貨を流通界に放出したが、充分に一般經濟界に吸収されなかつた。⁷⁾

瑞西にあつても金貨の流通は餘程重要性を失つてゐると思ふ。例へば瑞西バンキング・コーポレーションの月報の「瑞西の通貨」なる論文の如きは同國の將來の本位制は——瑞西は金の輸出を許し爲替安定國なるも兌換は未だ行はれず幣制整理は尙殘された問題である——金本位制なるべきを主張し、その理由として「瑞西國民は今日では金貨幣の流通を忘却し、國立銀行の銀行券に對し絶對の信用を抱いてゐる」と云ふ事を擧げてゐる位である。

蘭領東印度に就いても前掲 Pommerly の書物の如きは「本位は金であるが、實際は紙幣と銀貨のみ流通し、金貨は死藏又は装身具の製造により用ひられない」と記してゐる。

南阿墨西哥¹⁰⁾コロンビヤ¹¹⁾に金貨流通し、サルバドル¹²⁾には、尙若干の南米中米の諸國と同じく外國

- 6) Barton Hepburn: A history of currency in the United States, (revised ed.) p. 461 and p. 515.
7) Louis Pommerly: Changes et monnaies, p. 291.
8) Société de Banque Suisse: Bulletin mensuel, no. 11/1927, p. 268.
9) L. Pommerly: cit., p. 396.

金貨(サルパドルの場合にては米國金貨)の流通する事は事實なるべきも、ヴェネセラにては金貨の流通するは、僅かに僻遠の二三地方のみにして、智利に至つてはむしろ金貨の流通せざる國にこそ數ふべきものと思はれる。

以上によりて明なる如く諸國に於ける金貨の流通は大戦を劃期として益々減少しつつある。金貨の流通する國は愈々少く、その流通の程度も誠に少いものである。獨逸統計局は世界の金保有高につき中央銀行其他に集中さるゝものと流通界に存在するものに分ちて、戦前戦後の對比を試みて此間の推移を明にしてゐる。¹⁰⁾

(單位一〇〇萬國聯)

世界計	一九二一年		一九二五年		一九二六年	
	在庫高	流通高	在庫高	流通高	在庫高	流通高
歐洲舊交戰國	六、八四四、四	五、六六八、七	七、四〇三、二	—	七、六五七、七	—
歐洲舊中立國	一、三〇三、五	二、〇〇三、三	三、八四一、三	—	三、〇五〇、〇	二、三五六、九
中、西歐諸國	六、四〇〇、五	四、〇〇三、三	三、二〇〇、五	—	三、九七一、五	—
歐羅巴計	一四、三五四、四	九、九〇三、三	一三、五〇三、〇	—	一四、四〇三、二	二、三五六、〇
北米合衆國	五、七〇〇、一	二、五七二、二	一、六七二、八	—	一、七〇〇、〇	一、七五三、七
其他米大陸諸國	二、七七八、三	—	三、九〇〇、八	—	四、〇七〇、〇	二、四二七、〇
阿非利加	三、三三七、七	—	三、三三三、三	—	三、三三三、三	—
亞細亞	一、〇〇〇、三	—	三、四七二、五	—	四、〇六九、二	—
薩洲	八七〇、四	—	一、三三三、八	—	一、一八八、八	—
世界計	二四、三六二、二	二六、九三〇、九	三六、九八一、二	三、一四三、三	四二、一四九、二	三、三三四、九

10) 同上、p. 383.

11) 同上、p. 429-430.

12) South American currency system (Midland Bank 月報、nov.-dec. 1926, p. 3.)

13) T. P. Young: Central american currency and finance. p. 76-78.

同様の數字は米國造幣局長年報に就いても得る事ができる。若干の年度について主要國の計數を抽出してみると次の如き表ができる。

(單位一〇〇萬弗)

	一九二二年末		一九二四年末		一九二五年末		一九二六年末	
	在庫高	流通高	在庫高	流通高	在庫高	流通高	在庫高	流通高
米國	一、四四、五	三、八〇、〇	一、四四、五	三、八〇、〇	一、四四、五	三、八〇、〇	一、四四、五	三、八〇、〇
英吉利	三、五五、一	三、五五、一	三、五五、一	三、五五、一	三、五五、一	三、五五、一	三、五五、一	三、五五、一
加奈陀	一、五三、九	一、五三、九	一、五三、九	一、五三、九	一、五三、九	一、五三、九	一、五三、九	一、五三、九
印度	三、七、八	三、七、八	三、七、八	三、七、八	三、七、八	三、七、八	三、七、八	三、七、八
南阿度	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇	二、四、〇
奧匈	四、三、六	四、三、六	四、三、六	四、三、六	四、三、六	四、三、六	四、三、六	四、三、六
白耳義	二、四、九	二、四、九	二、四、九	二、四、九	二、四、九	二、四、九	二、四、九	二、四、九
勃利	四、一、四	四、一、四	四、一、四	四、一、四	四、一、四	四、一、四	四、一、四	四、一、四
丁牙抹	九、八	九、八	九、八	九、八	九、八	九、八	九、八	九、八
芬蘭	二、二、五	二、二、五	二、二、五	二、二、五	二、二、五	二、二、五	二、二、五	二、二、五
佛蘭西	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九
獨逸	六、九、〇	五、九、〇	六、九、〇	五、九、〇	六、九、〇	五、九、〇	六、九、〇	五、九、〇
希臘	二、三、四	二、三、四	二、三、四	二、三、四	二、三、四	二、三、四	二、三、四	二、三、四
伊太利	二、〇、〇	二、〇、〇	二、〇、〇	二、〇、〇	二、〇、〇	二、〇、〇	二、〇、〇	二、〇、〇
和蘭	二、四、八、三	二、四、八、三	二、四、八、三	二、四、八、三	二、四、八、三	二、四、八、三	二、四、八、三	二、四、八、三
諾威	六、〇、〇	六、〇、〇	六、〇、〇	六、〇、〇	六、〇、〇	六、〇、〇	六、〇、〇	六、〇、〇
	一〇、八	一〇、八	一〇、八	一〇、八	一〇、八	一〇、八	一〇、八	一〇、八

- 14) Midland Bank 月報、前報 p. 3.
- 15) Latin american monetary and exchange conditions (United States Department of Commerce; Trade Information Bulletin, no. 430) p. 40.
- 16) Wirtschaft u. Statistik (1927) S. 676.

ないのである。先きに掲げたる金貨流通國のうち瑞西は尙兌換を再開してゐないから之を除くも、その他の國、即米・和・瓜哇・南阿・墨西哥・コロンビヤ・サルパドル・ヴェネゼラは何れも金貨兌換の規定を設けてゐる。その外にも瑞典・諾威・佛蘭西・加奈陀・濠洲・日本の如きは金貨兌換の規定を設け法律上効力を發生せしめてゐる。然も之等の場合は佛蘭西を除き何れも、後に述ぶる場合と異り兌換に當つて金貨と他のもの（金地金、金爲替等）との選擇を認めて居るのでないから、一見する場合には兌換は必ず金貨を以て行はれつゝある如くであつて、殊に金貨が流通せず金の對内的流出は存しないとする、國に於て金貨兌換が行はるとは少なからず奇異の感を抱かしめるのである。然し右規定の運用の實際を見ればその疑は氷解される。即ち右の規定は只存在するだけに止つてゐて少しも實行されてゐないのである。

例へば瑞典については Machlup は「その金貨兌換の規定は未だ實地に使用された事なく、流通界も鍍金された事はない。兌換は只外國手形によつてのみ行はれてゐるのである」と云つてゐる。諾威はその貨幣改革を行つてから未だ日淺くその結果は充分でないが、諾威銀行月報¹⁵⁾には金貨兌換再開後の狀況を傳へて次の如く言つてゐる。「銀行は一九二八年五月一日その金貨兌換を再開したが、最初より豫期されてゐた通り、金貨は少しも引出されなかつた。戦争以來の經驗は愈々確定されたのである」と。

佛蘭西は昨年六月の貨幣法第三條第二、三項を以て銀行券は本店にて金貨又は金地金を以て兌換せらるべき旨を定めた。然しポアンカレが同法の提案理由書に述べたる所によれば「惟ふに金

17) F. Machlup: Die neue Währungen in Europa, S. 57.

18) Norges Bank's monthly report. no. 5, vol. IV, May 1928, p. 1.

貨流通の復活には莫大なる實際的利益の伴ふは容易に之を判知する事ができるが、今日一般民衆の手に再び金貨幣を握らしめるのは時機に適したものであるや否やは、慎重に考慮すべき問題であらねばならぬ。……ともかく銀行券は法律の公布の翌日より金貨に引換へられないのは明瞭である」と云ふのである。

加奈陀は政府紙幣と十一の發券銀行の銀行券とが存在するが、規定上は政府紙幣は specie に、各銀行券は政府紙幣又は金と兌換せらるゝ事となつてゐるが金は國庫及び銀行の準備となつてゐるに過ぎない。¹⁹⁾

濠洲に於てはコンモンウェルス銀行本店に於てのみ金貨兌換を行ふと云ふ事になつてゐる。けれども「住民は紙幣に慣れて金が流通しなくてはならぬと考へてゐない」²⁰⁾のである。

日本の兌換の現状は特に説明するまでもないであらう。

かくて金貨の流通せざる國に於ける金貨兌換の規定は、只かゝる規定が存在すると云ふのみであつて實際には少しも行はれてゐない。然し金貨の實際流通する國々に於てもその流通の程度は既に述べた如く甚だ少額に過ぎないのであるから、その爲に金を供給する必要は少く、反之次に述ぶる對外的流出が益々重要さを増してゐるから、これらの國に於ても兌換は常に金貨によりてなされつゝあると云ふのでは決してないのである。

以上述べた所によりて明なる如く金貨兌換の規定は今日各國の實情より見て殆どその意味を有しなくなつてゐる。例へ意味を有する場合があつてもそれは甚だ限られてゐる。若し夫れ多數の

19) Pommery : cit., 413.

20) Pommery : cit., p. 408.

金貨非流通國の場合に於ては、全然之を存置するの意味は發見されないのである。

(□) 金地金及び金爲替兌換

然らば金貨兌換の不必要化は直ちに兌換規定自體の不必要化を意味するであらうか。此の點に就いては更に先きに述べた金の對外的流出に就いて考へて見なくてはならぬ。抑々國際間の貨物貿易は必ず常に均衡を保つと云ふわけには行かない。其處に多少の差額を生ずる事は避け難い所であらう。故に此の差額は何等かの方法により之を決済しなければならぬ。所が今日その爲に最も廣く用ひられつゝあるものが即ち金である。金の對外的流出とは即ちかゝる場合に起るのである。而して此の場合に國外に流出すべき金を、銀行券の呈示に對して與ふる割合を一定せしむる場合(同時に反對に流入せる金に對し銀行券を與ふる割合も一定せしめねばならぬ)には、他の同様の規定を設くる國との間に於て、各異れる貨幣單位間の交換割合を一定せしむる事ができるのである。而して斯く相異れる國の貨幣單位間の交換割合を一定せしめる事——詳しくは一定の範圍に維持する事——は即ちそれ等の各種の貨幣單位が金と稱する medium によつて互に結合され、同様の各國が或意味にて共通の貨幣範圍を組成するに至る事を意味するのである。然るに今日は世界の各國の商業的連鎖が愈々密接なる場合であるから、かく各國が何等かの形式にて共通の貨幣範圍を組成すると云ふ事は各國にとつて重大なる利益に相違ない。故に各國は競つて此の目的の爲に銀行券の呈示に對して與ふべき金の量を一定ならしめてゐる。(同時に金の呈示に對して與ふべき銀行券の額を一定せしめて居る) (註)而して此處に銀行券として述べたる所は之れを

廣く通貨と云ふも差支ない。かくて通貨と金とは多くの國に於て一定の價格的關係に置かれてゐる。即ち兌換の規定が設けられてゐるのである。

(註) 金本位の採用とは要するに此の點を指す。而してクナツプは金本位採用の根據は結局に於て彼の所謂對外相場的 (offenlich) であると云ひ、始め英吉利が金本位を採用した理由は必ずしも明でないが、既に英吉利に次いで金本位を採用した獨逸の如きは確に此經濟的優越國たる英吉利に對する爲替相場の安定を目的とし、佛蘭西は英獨二國に對する爲替相場の安定を希望して遂に金本位に推移したのであるし、奧太利の場合に就いても同様に云へると言つてゐる。而して此の爲替相場の安定は金本位を採用する國増加すれば増加する程その利益大なるに至るものである。

然しながら兌換の意義にして變化してゐる以上は、その形式も變化しなくてはならぬ事は既に述べた如くである。かくて選ばれたのが金地金の賣買の形式である。既に幾度となく述べたやうに兌換の目的にして金の對外的流出に關するものとすればこれで充分その目的を達する事ができる。さればこそ金貨流通國として最も有名であつた英國の如きでさへ次に述ぶる如く金貨兌換の規定を廢して、斷然此形式を採用してしまつたのである。

然し金地金を以て兌換せんとするものはそんなに多くない。今日の所、英國・丁抹及び佛蘭西の三ヶ國及び南米に於ける特殊の事例に過ぎない。佛蘭西は金貨兌換の規定をも設けて居るが事實上行はれて居ない事は既に述べた如くである。此の形式は所謂金地金本位制 (Gold bullion standard) と稱せらるゝものである。而して右の三國の例によれば何れも兌換の最低額が定められてゐる。即ち英國は四〇〇オンス、丁抹は二八、〇〇〇クローネ、佛蘭西は二二五、〇〇〇法で、此

21) Knapp: Staatliche Theorie des Geldes. S. 258-60.

22) F. Gutmann: Währungs Ideen und Währungsgestaltung in der Gegenwart, S. 21.

23) Bareneinlösung と云ふ言葉もある。

額以下の兌換は之を請求する事ができないのである。之を米貨弗で示すと英國は約八、〇〇〇弗、丁抹は約七、五〇〇弗、佛蘭西も亦八、四〇〇弗であつてその標準は大體同じ所にあるやうである。かゝる最低額を定めた理由は、兌換規定を設くる意味の變遷より又明なる所であらう。印度は最近の幣制委員會の報告に於て此の形式を探る事を推賞され幣制改革完成の曉は金地金本位國に加はる筈であるが、一九二七年三月の改正に於ては政府は金を買ひ金爲替を賣る義務ありとなして居るのみである。

尙南米のアルゼンチン及びブラチルの二國の場合も之に加ふべきだと思はれる。即ち之等の國に於ては、前者は一九二七年八月二十七日より“Caja de conversion”により、後者は一九二六年十二月十八日より“Causa de Estabilizaçao”により、一定の割合を以て金に對して紙幣を交付し、紙幣の呈示に對して金を交付する事を再開したのである。²⁴⁾兩國は古くより所謂兌換局 (Konvertionskasse) の働によりて、國內の紙幣を對外支拂の必要ある場合に金の一定量と兌換し又その逆に金の一定量に對して紙幣の一定額を與へ、以て金本位國の列に加つてゐたのである。²⁵⁾而して今やその舊の制度に歸つたのである。その普通の金地金本位制と異なる所は發券機關と兌換機關が同一でない所にある。兩國とも此の同一な状態の撤廢を期して既に法律を制定してゐるが未だその實現に至らない。

然し乍ら金と通貨との兌換を定むる事の重要視さるゝ所以も(やがて金本位制採用の意義も)只それによりて爲替相場を一定の範圍に維持し得る點を今日に於て最も尊重せらるゝ事に外ならな

24) 1926年の幣制委員會。

25) されど Brasil は未だ金の輸出禁止を解かず。

26) Wagemann は (a. a. O. S. 252) 戦前の制度を „ausgesprochene Goldkernwahrung” と云つてゐる。

いが、此の効果を生ずる爲には必ずしも金そのものの流出入を必須條件としない。金の流出入を必要とする場合に一定の相場にて金爲替を賣買しても充分にその目的を達し得るのである。之即ち所謂金爲替本位制 (Gold exchange standard) である。此の形式は一九二二年のゼノア會議に於て推賞された所であるが、それとは動機は恐らく別であらうが今日此の形式を採用する國は甚だ多い。白耳義・芬蘭・エストニヤ・ラトビヤ・(藍)波蘭・ダンテツヒ・希臘・智利・エクアドル・グアテマラ・暹羅・印度等之れに屬する。而して之等の國にあつてはエストニヤ・ダンテツヒ(兩國は磅爲替にて兌換する事としてゐる) 印度等を除いて多くは規定上は銀行の選擇により金又は金爲替にて兌換すとの規定を設けてゐるが、實際上は費用のかさむ金を以てする事は少いであらう。

(註) ラトビヤは法文上は金 (Gold 又は or) を以て兌換すとなつて居るが Machup の前掲書三八頁には、Die Einlösung erfolgt nach Wahl der Bank in Gold oder Golddevisen. . . . とあり、ノットランド銀行月報 (June-July 1926, p. 4) の歐洲新興國の幣制を述べたるうちにも「同行の金準備の大部分は英蘭銀行に對する預金であるが、銀行券は要求次第金又は外國通貨に兌換される。金の出入に就いては何の制限もないが、何て兌換するかは銀行の任意である」等の説明あり、假りに此の部類に入れて置く。

(ハ) 兌換を行はざる金本位制

既に述べたる如く兌換の規定(廣き意味にて)はその國の通貨をして金と一定の價格的關係にあらしめ之によりて他の諸國の貨幣單位と自國の貨幣單位との交換割合を一定せしめて、或意味に於て其通貨幣範圍を組成しその便益を享けしむる所にその意義を有するものである。故に何等か

の他の方法により、貨幣單位間の交換割合(爲替相場)が確實に維持されるならば、兌換の規定は必ずしも存在しなくてはならぬと云ふわけでない。云ふ事は了解し得る所であらう。此の關係は蓋し想像にすぎないのではない。現實にかゝる形態の貨幣制度を有する國が存在してゐるのである。獨逸・奧太利・匈牙利・チエッコ・スロバキヤ・ユーゴスラビヤ・リヌアニア・アルバニア・伊太利・露國等之である。之等の國は何れも兌換を行つて居ない。けれどもその爲替相場は確實に安定してゐるのである。之が金本位國であるか否かは、金本位の意味を如何に解するかによつて定る。然し既に今日の實情よりして金の國內流通を金本位制の不可欠の條件とする人はないであらう。又既に金核本位を金本位の一種となす時は、兌換はしないが、其他の方法によりて金が國際間の支拂に使用さるゝと同一の効果を收め得べき貨幣制度は金本位制度と云つてよいのではないかと思ふ。既にグレゴリーの如きは「或貨幣制度が金本位に則つてゐると云ふのは、その貨幣の各單位が金の一定の不變の量と價值に於て等しき事を意味する」と云ひ、マハルプは「金本位について本質的な點は、貨幣の單位が金に對し一定せる價值關係を有し、此の價值關係の不變が如何様にしてでもよいから確保されてゐると云ふ事實に外ならない。而してそのやうな保證は法規が存在すればそれでよいと云ふのではない、何とならば經濟上からは法規よりもその實際に實行されつつある事が必要なのであるからである。又一定の方策が法規の結果として行はれてゐやうと他の理由によりて行はれてゐやうとそれは別に問題でない。故に金本位は法律の結果たる事もあれば、銀行の慣習の結果たる事もある。更にそれは爲替政策の機構を基礎として行はれてゐる事も

あれば、金貨の自由鑄造自由鑄潰によりて嚴格な金貨の可變性を基礎として行はれてゐる事もあ
る」²⁸⁾と云つてゐるが、これらの説によれば以上の諸國は何れも立派な金本位國と稱する事ができ
る。

然らば兌換によらずして尙之と同様の効果を生すべき手段とは如何なるものであらうか。それ
は必ずしも國によりて同一でない。

先づ此の種の諸國のうちにて最も徹底してゐるのは露西亞である。露西亞は獨り爲替取引の制
限をなしてゐるばかりでなく、貿易の國家獨占を行つてその通貨(チエルボネツツ又は金留)の對
外相場の維持を計つた。²⁹⁾而してそれらの政策の眼目たる點はその通貨の對外相場を維持する點に
あつた。³⁰⁾即ち手持の爲替が少く對外支拂に不充分だと考へらるゝ場合には、貿易上輸入の制限を
行ふと云ふ仕組である。之によりても爲替相場の維持は相當確實に行はれてゐる。

少しく之に類似してゐるのは伊太利である。伊太利は貿易そのもの、管理は行つてゐないが爲
替は嚴重なる管理に服してゐる。一九二七年十二月二十一日の緊急勅令は貨幣價値の改定を行つ
て、第一條は明に「イタリヤ銀行は本令公布の翌日よりその羅馬本店に於て自行發行の銀行券を
呈示するものありたる時は、銀行の選擇により金若くは、金兌換を實行する外國宛の爲替手形
を以て兌換に應ずる」義務を定めてゐるが、金の輸出入に關する制限は廢止されてゐないし、外
國爲替買賣に關する在來の規定は尙存続するのであるから、³¹⁾法律上右の義務は存在するとするも
實際その適用ある場合は稀であつて、それによつて金と通貨との價格關係が一定されてゐるので

28) Machlup: a. a. O., S. 6-7.

29) Yurovsky: Currency problems and policy of the Soviet Union. p. 96-99 及 p. 139-140.

30) Jack: The restoration of european currencies. p. 176.

31) The Economist, March 10. 1927.

はない。何か他の方法が必要である。即ち一九二八年二月二十六日付勅令第二五二號第三條はイタリア銀行は銀行券の流通を統制すると共に、金を賣買し又は外國爲替市場に干渉する事により、イタリア通貨の、現に銀行券を金と兌換しつゝある國の通貨に關して生ずる爲替動搖を一定の限度内に維持せしむべき義務あるものとしてゐる。而して伊太利の場合には此の規定が實行されて金とイタリア通貨との一定の價格的關係が維持されてゐる。

アルバニアは伊太利の援助を得て國立銀行を設立したが兌換は未だ行はれてゐない。只國內に流通してゐた外國銀行券を國立銀行券と交換する事と、外資を輸入する事によりて爲替資金を得その通貨の金價値を維持して居る。³²⁾

ロシアニアに就いては一九二二年八月二十九日法律第十四條に只「大藏大臣は銀行券金兌換の手續を定む」と規定したのみで未だその様な手續の定められたるものを見ないのである。而して同法第一條はロシアニア國內の通貨流通を制限し、内外の支拂取引を容易ならしめ確固たる貨幣制度を將來する(下略)を以て、ロシアニア銀行の目的と定めてゐる。同國も亦その爲替相場をすつと維持してゐる。

ユーゴスラビヤは平價の改訂を未だ行つてゐない。然し爲替は一九二五年八月から tentative な平價につき安定してゐる。その安定は國立銀行と大藏省との注意深き協力になる爲替政策の結果である。只別にそのやうな義務が法律により國立銀行に課せられてゐるのではない。

ブリガリヤも亦貨幣價値の改訂を行つてゐない。然し、爲替相場は平價より低いが久しく一定

32) Annual report of the National Bank of Albania (Federal Reserve Bulletin, August 1928, p. 585-586.)

33) Annual report of the National Bank of Jugoslavia (Federal Reserve Bulletin, June 1928, p. 402-403.)

の點に安定してゐる。殊に一九二七年一月一日より新銀行法施行され勃利銀行はその通貨の金價値が安定を保つやう其權限に於て一切の手段を盡すべき義務を有する事となつたから、米國聯邦準備局の調査の如きも同日を以て勃利牙は金本位に復歸した事となしてゐる。その他チエツクスロバキヤも平價の改訂を行つてゐないがその爲替は久しく安定してゐる。只兌換の規定は尙設けられてゐない。チエツクスロバキヤ銀行は大藏省の銀行部を承繼して一九二六年に設立されたが同銀行の種々の規定のうちにはチエツクスロバキヤ冠と完全金本位國通貨との間にそれに先立つ二ケ年間維持されてゐた關係を維持するの義務が定められてゐる。換言すれば銀行は一〇〇冠を二、九〇弗乃至三、〇三弗の限界内に維持するの義務を負ふてゐる。然し實際は外國爲替取引の凡ての制限は既に廢止されたから、商業上の必要から外國通貨が必要となつた場合に充分之を満足せしめる事に困難を感じた事はないと云ふ事である。

奧太利・匈牙利も亦銀行券は之を兌換するの義務は規定されてゐないがチエツコスロバキヤと同じく銀行には通貨の一定の金價値を維持する義務あり、その上外國爲替取引の制限は廢止されて居り、之等の中央銀行は常に外國爲替を賣買する準備をなしてゐるから、實質上は金爲替本位と何等異らない。³⁴⁾ 兌換を行はざる金本位制のうちにもかゝる國々も存在するのである。

獨逸も亦事情はこれらの諸國と類似するものであるが、更に一步進んだ形式にあるものであると思はれる。

始め獨逸の新發券銀行に就いてドーズ委員會が議論した場合にも兌換の問題は最も困難な問題

34) The return to gold- summary by countries (Federal Reserve Bulletin, August 1928, p. 562.)

35) The Economist, Chechoslovak supplement; Dec. 8, 1928, p. 5.

36) Conant: History of modern banks of issue, 6th ed. p. 762-763.

とされてゐた。右委員會に證言をなす爲に出席してゐたライヒスバンクの總裁シャハト自身も委員會の専門家達も、完全な金本位の確かな歸依者であつたのであるが當時の獨逸の經濟狀態は全く例外的なものであつたし、歐洲全體にても尙金の兌換を法律上再開してゐる國は存して居なかつたから、かゝる場合に獨逸だけが金兌換を再開する事は實施し難き夢想であると考へられた。³⁷⁾故にドーゾ案の第一附屬書にも委員會は當初に於ては兌換規定を實際に適用する事は有利ならざるべしとの意見を有する事を明にし、兌換規定の停止中は銀行に於て「マルク」の爲替相場を能ふ限り平價に接近せしむる爲有らゆる努力と有らゆる手段を講ずべきであると述べてゐる。故に一九二四年八月三十日の銀行法に於ては、その第三十一條は銀行はその選擇により銀行券を金貨、金地金又は金爲替を以て兌換するの義務を有する旨を定めてゐるが、同法五十二條は、右の規定の實施には理事會評議員會の一致の決議を要する旨を定めてゐる。而して今日に至るまでかゝる決議は之を見ないから、兌換の規定は未だ實施されてゐないのである。けれども安定以來今日迄「マルク」の相場は充分維持されてゐる。

然らばそれは如何なる方法によつたか云ふに(一)一九二四年十月十一日新銀行法實施より一九二六年八月二十三日に至るまでは爲替釘付の時期であつて、銀行は額に制限なく外國爲替を平價(一弗¹⁰⁰四、二〇ライヒスマルク)にて賣買した。故に此の場合には兌換の規定は實際上回復されたのである。³⁸⁾(二)一九二六年八月二十三日より一九二六年十月二十一日までは右の釘付政策が廢止されて爲替相場が市場の決定に委せられた時期である。然し當時にあつては爲替取締に關する法

37) H. Schacht: Stabilisierung der Mark. S. 132-133.

38) Verwaltungsberichte der Reichsbank für das Jahr 1925. S. 3.

39) 獨逸の戰時戦後の爲替取締規定の變遷の大要は大藏省理財局編、「獨逸財政

令の大半は廢止されてゐたのであるが所謂爲替銀行に關する制限の如きは尙存在してゐたから、爲替市場に於てライヒスバンクは依然重要な役目を演じ、ライヒスバンク自身の取引と顧客の爲の取引とを合する時はその額は大なるものとなつた。ライヒスバンクが外國爲替の最大の取扱者である自然的の結果として爲替相場は然らざる場合に比してその動搖が少かつた。⁴⁰⁾ 然るに十月下旬以來市場の形勢はやゝ變じてライヒスマルクは下落の傾向を示した。(三)そこで一九二六年十月二十一日に獨逸生産販賣調査委員會の通貨及信用に關する小委員會に於てライヒスバンク總裁は相場が金輸出點に到達した場合には通貨擁護の爲に何時にても金を賣却する旨の公式の聲明をなした。金買入の義務は銀行法第二十二條を以て存左してゐるのであるから金と通貨との價格的關係は單に實際上のみでなく、一定されてゐるのである。⁴¹⁾ 故に今日に於ては只多くの所謂金本位國と異なる點は兌換規定が猶實施されてゐないと云ふ點だけである。

かくて兌換の形式の變化を説いて遂に兌換を行はざる金本位制に迄至つた。然しその何れの場合を問はず金と通貨との一定の價格的關係は何等かの形式で維持されてゐたのである。

經濟統計要覽 二五〇—二五三頁を見よ。

40) Report of the Commissioner of the Reichsbank (Reparation Commission), Nov. 1926, p. 10-11.

41) 爲替取引取締の規定の殘存してゐたものも 1927年2月22日 を以て凡て廢止されてしまつた。